(イ) 作業職ニ出勤ヲ阻止スル為所定ノ詰所又ハ監視ヲ設クルコト

(ロ) 本日ハ出勤時刻前三時迄ニ信号附近通勤路ニ監視員ヲ出スコト

(ハ) 監視隊ハ動揺者ヲ説得シ勤務者ノ確認ハ勤務者ヲ査ス
此ノ連絡ニ任シ組合セルコト

(ニ) 工場内ニ於テ其他役員ヲ派遣シ勤務職工
ニ対シ役員ヘ配リ置クコト

(ホ) 勤務職工ニハ更ニ監視員ヲ附シ置クベシ
勤労ヲ以テ出勤阻止ノ方法ニ努ムルコト

(ヘ) 全職員ヲ以テ勤務ヲ強調スルコト

十六、全般ノ状況

昨年九月ノ休業以後ハ争議ノ事件ノ職工ヨリ一般ニ
ノ傷セザリシヲ以テ会社側ノ言ヒ分ヲ認メ之ニ対シ
三日ハ休業ノ状況ヲ指導スルヲ得ナシ
結合職工側ハ動揺ノ意向ヲ探査ノ上適当ナル時
機ニ於テ現場ノ監督ヨリ説ミテ出勤ヲ
勧誘シ一面出勤ヲ宣伝ヲナシ職工側ノ
監視員ヲ配シテ出勤者困難ナルトキハ
工場保護職工ヲ以テ傷セシム等ヲ
切断策ヲ講スルモノノ如シ

十七、中央ハ労働組合
ヲ中心トシ中央労働組合伴式業ヲ
四月二十四日迄ニ全員死亡シ会社側